



2021年2月26日

ライオンズクラブ国際協会330-A地区
各クラブ会長・幹事 様

ライオンズクラブ国際協会330-A地区
地区ガバナー 進藤 義夫
選挙管理委員会委員長 L橋本 光祥

330-A地区選挙規定遵守のお願い その2

拝啓 梅花の候 貴クラブにおかれましては、ご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。新型コロナウイルスの状況が好転しない中、各クラブのキャビネット運営へのご協力に感謝申し上げます。

さて、2020年12月17日付で「330-A地区選挙規定遵守のお願い」という文書を配信し、2021-2022年度地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナー選挙規定によると、対象となる違反行為は選挙運動期間の初日より6ヶ月遡った期間の行為についても適用されるようになっており、既に違反行為の対象となる期間に入っていることについて注意喚起をさせていただきました。

しかしながら、一部において、差出人不明ながら地区内の複数の人物について中傷しているととれる、「怪文書」と思しき文書が出回っているとの報告を受けました。ライオンズクラブの選挙において「怪文書」は許されるものではありません。改めて申し上げますが、候補予定者や選挙責任予定者になられるメンバーをはじめ、そのメンバーと関わられるメンバーの皆さまにおかれましては、本規定で定めております第9条をご理解いただき、規定の遵守になお一層努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、ご不明の点がある場合には、下記の連絡先まで、ご連絡いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

敬具

選挙規定関連連絡先：選挙管理委員会委員長 L橋本 光祥 090-3200-6956

第一章

第1条（規定の目的）

地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナーの選挙に関する事項については、国際会則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条（選挙の倫理）

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守し、厳正に施行する。

第3条（選挙の日）

選挙は、年次大会の日、または、ガバナーが定めた日に行う。

第4条（選挙運動期間）

選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、選挙管理委員会(以下「選管」とする)による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。

第5条（選挙の管理）

選挙は、選管が管理する。

第二章 立候補および責任者

第6条（立候補の届出）

1. 会員は、選管が定める方式および期限に、地区ガバナー、第1副地区ガバナーについては立候補届を選管に届出して候補者となることができる。
2. 会員は、選管が定める方式および期限に、第2副地区ガバナーについては金100万円の立候補登録料を添えて立候補届を選管に届出して候補者となることができる。

第7条（代議員名簿）

1. 立候補者と選挙責任者は、連名にて選管に対して、所定の誓約書の交付と引き換えに住所録を付した当期の代議員名簿（電子媒体）の交付を求めることができる。
2. 立候補者・選挙責任者及び会員は、前項の代議員名簿を選挙の目的以外に使用してはならない。
3. 第1項の代議員名簿（電子媒体）は、選挙終了後、転用を禁ずるため、速やかに選管に返還しなければならない。もしくはデータを削除する責任を持つ。

第8条（選挙責任者）

1. 立候補者は、立候補者の属するクラブ会員から選挙責任者1名を定め、その者と連署して立候補届書を選管に届出なければならない。
2. 選挙責任者は、立候補者のための一切の選挙運動を統括し、選挙運動をするものを監督する。
3. 選挙責任者を欠くに至ったときは、立候補者は直ちに後任者を選任し、その者と連署して選管に届出なければならない。

第三章 選挙運動

第9条

1. （選挙運動期間内の規律） 立候補者、選挙責任者及び会員は、第4条に定める選挙運動期間内に限り、本条第3項に規定する選挙運動をすることができる。
2. （選挙運動期間外の規律） 立候補者、選挙責任者及び会員は、第4条に定める選挙運動期間外においては、本条第3項に規定する選挙運動を行ってはならない。但し、本条第4項に規定する準備行為等は、行うことができる。
3. （選挙運動） 選挙運動とは、特定の選挙に関し、特定の候補者に投票させ又は投票させないために働きかける行為をいい、次の行為を含むものとする。
 - （1）選挙事務所の立ち上げ。
 - （2）例会訪問、アクティビティーの場で、立候補する旨を発言したり、協力を依頼したりすること。

- (3) 立候補者を前面に立てて「語る会」「ライオンズクラブの未来を考える会」等の会合を開催すること。
4. (準備行為等) 準備行為等とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
- (1) 立候補準備行為
 - (2) 選挙運動の準備行為
 - (3) ライオンズクラブ活動・指導力発揮行為
 - (4) 後援会活動
 - (5) 社交的行為
 - (6) 上記各号に類する行為で選管が指定する行為
5. (禁止行為) 立候補者、選挙責任者及び会員は、次の行為を行ってはならない。
- (1) 文書図画を第10条の規定に反して選挙運動に用いること。
 - (2) 選挙運動期間内において、クラブ例会(合同例会を含む)、ガバナー諮問委員会、チャーターナイトに出席して、名目を問わず食事実費以外の金品の支払をすること。
 - (3) 選挙運動のために自宅または職場への戸別訪問をすること。
 - (4) 選挙運動のために金品の贈与、供応、乗物の提供その他利益の供与、その申し込み若しくは約束をすること。
 - (5) 選挙運動のために虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。
 - (6) 選挙運動のために新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。
 - (7) 電報・ファクシミリ・電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第1項による)により選挙運動をすること。
 - (8) 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
 - (9) 選挙投票日に、投票以前に飲食を提供すること。
 - (10) 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。
 - (11) 代議員の選挙権の行使を妨げること。
 - (12) 現、前地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第2副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、特定の候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に同行すること。
 - (13) 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
 - (14) 上記各号に類する行為で選管が指定する行為を行うこと。

第10条 (文書図画による運動)

1. 選挙運動に関する文書図画には、その文書図画について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明確に表示するものとする。
2. 文書図画による選挙運動としては、次の各号のいずれかに該当するもののみを行うことができる。
 - (1) 通常葉書(内国郵便約款第2章第3節第20条・第21条・第22条による)の発信。
 - (2) ウェブサイト等を利用する方法(公職選挙法第142条の3第1項による)による頒布。
この方法により選挙の期日の前日までに頒布されたものは、第4条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたままにすることができる。
3. ライオンズクラブの商標は、地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナーの選挙に関する会員間の文書に使用することができる。

第四章 違反行為に対する処置等

第11条 (違反に対する基本姿勢)

本地区は、本地区ライオンズメンバー全員が「ライオンズの誓い」及び「ライオンズ道徳綱領」

の精神を指針とする人格者であることを信頼し、本規定に違反した者に対しても本人の真摯な自立的対処を期待する。

第12条（違反に対する処置）

1. 選管は、第4条、第9条及び第10条に違反する行為をした立候補者及びその選挙責任者に対してして文書により警告しなければならない。その際に違反行為のあった立候補者に対して弁明の機会を与えられる。
2. 選管は、前項の警告にもかかわらず違反行為を止めない立候補者に対して、立候補の辞退を文書により勧告し、ガバナー及び前地区ガバナーとの協議の上、資格審査の受付を拒否できる。またその対象となる違反行為は選挙運動期間の初日より6ヶ月遡った期間の行為についても適用される。その場合各クラブ会長及び代議員宛その違反行為の内容を通知しなければならない。
3. 選管は、前2項の規定にもかかわらず違反行為を止めない立候補者に対して、立候補の届け出を取り消すものとする。なお、立候補の届け出を取り消された候補者は、第6条2項の立候補登録料の返還を請求することができない。
4. 第2項の対象とする違反行為は、本規定改正成立日の翌日以降のものとする。

第五章

第13条（選挙公報）

1. 選管は、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して10日前までに選挙権のある会員に発送する。
2. 選挙公報には、候補者の、氏名、生年月日および登録年月日を記載する。
3. 選挙公報に掲示する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
4. 前項の掲載文、肖像写真等は、選管が定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

第14条（公開討論会又は、立会演説会）

1. 選管は、一回以上の立候補者の公開討論会又は、立会演説会を催すことができる。
2. 公開討論会又は、立会演説会の日時および場所は、すみやかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。
3. 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と立候補者の所属するクラブメンバー応援者一人に限る。
4. 公開討論会又は、立会演説会の実施について、必要な事項は、選管が定める。
5. 公開討論会又は、立会演説会は選管が映像として撮影し、その模様をメンバーが閲覧できるように、地区ホームページ上に提出し、閲覧出来るようにする。

第15条（投票用紙）

投票用紙は、選管が作成し、投票所において選挙人に交付する。

第16条（投票の無効）

次の投票は無効とする。

1. 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
2. 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
3. 複数の候補者に○印を記載したもの。
4. ○印以外の記号および他事を記載したもの。
5. ○印の記載のないもの。
6. その他判断の困難なもの。

第17条（当選人）

1. 有効投票の過半数の得票者をもって当選人とする。
2. 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を行なう。

第六章 選挙管理委員会

第18条（構成）

1. 選管の委員長、委員の総員数は20人以内とし、ガバナーが任命する。
2. ガバナーは必要に応じ、副委員長を任命することができる。

第19条（正副委員長）

1. 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、入会順でその職務を代行する。

第20条（服務規定）

選管、かつ、その構成員は、中立、公正に職務を行うものとする。

第21条（違反行為の連絡）

1. 会員は前記諸事項に関する違反事実があった場合には、選管に通知しなければならない。
2. 選管は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

第22条（選挙管理委員会の義務）

選管は、会員の行為がこの規定に違反するおそれがあると認めるときは、警告その他適當の処理を講じ、違反のないように務めなければならない。

第23条（選管委員に対する制約）

1. 選管委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
2. 選管委員は、選挙公示後辞任することができない。
3. 選管委員は、クラブ代議員であってはならない。

附 則

第1条

1. この規定は、平成11年11月26日から施行する。
2. 平成12年11月20日一部改定。
3. 平成13年11月16日一部改定。
4. 平成18年 1月17日一部改定。
5. 平成18年 4月22日一部改定。
6. 平成19年 3月26日一部改定。
7. 平成20年11月18日一部改定。
8. 平成21年11月 6日一部改定。
9. 平成22年11月 8日一部改定。
10. 平成23年 6月13日一部改定。
11. 平成24年11月26日一部改定。
12. 平成25年 1月21日一部改定。
13. 平成25年11月25日一部改定。
14. 平成26年11月25日一部改定。
15. 平成27年 1月19日一部改定。
16. 平成29年11月13日一部改定。
17. 平成30年11月12日一部改定。
18. 令和2年1月27日一部改定。
19. 令和2年11月16日一部改定。

第2条

この規定の改廃は、330-A地区キャビネット会議の決議を経て行なうものとする。

第3条

この規定の細則をこの規定の精神に反しない限りキャビネット会議において定めることができる。

細 則

第1条

立候補者が1名ときは、規定第13条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代えることができる。